



平成 26 事務年度

所得税及び消費税調査等の状況

(平成 26 年 7 月 1 日～平成 27 年 6 月 30 日※)

関 東 信 越 国 税 局 計

平成 27 年 10 月 29 日

関 東 信 越 国 税 局

《担当》

国税広報広聴室 報道係

電話：048-600-3111（内線 2043）

※ 平成 26 年 7 月 1 日から平成 27 年 6 月 30 日までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計



平成26事務年度における所得税及び消費税調査等の状況について

1 所得税

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」といいます。）の調査については、実地により高額・悪質な不正計算が見込まれるものを対象に深度ある調査（特別調査・一般調査）を優先して実施する一方、申告漏れ所得等の把握を実地により短期間で行う着眼調査を実施しています（以下、実地により行う調査を総称して「実地調査」といいます。）。

このほか、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により、計算誤りや所得（税額）控除の適用誤りがあるものを是正するなどの接触（以下「簡易な接触」といいます。）を実施しています。

このように、事案に応じた的確な調査等（「実地調査」及び「簡易な接触」をいいます。以下同じです。）を実施し、適正・公平な課税に努めています。

実地調査の件数は、特別調査・一般調査が6,926件（前事務年度6,116件）、着眼調査が4,322件（前事務年度3,621件）であり、簡易な接触の件数は82,790件（前事務年度101,280件）となっています。

これらの調査等の合計件数は94,038件（前事務年度111,017件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は63,729件（前事務年度80,481件）となっています。

(2) 申告漏れ所得金額の状況

実地調査により把握した申告漏れ所得金額（実地調査の対象となった全ての年分の合計）は、全体で788億円（前事務年度659億円）であり、うち特別調査・一般調査によるものは661億円（前事務年度561億円）、着眼調査によるものは127億円（前事務年度98億円）となっています。

また、簡易な接触によるものは385億円（前事務年度474億円）となっており、調査等合計では1,172億円（前事務年度1,133億円）となっています。

(3) 追徴税額の状況

実地調査による追徴税額（実地調査の対象となった全ての年分の合計で加算税を含みます。）は、全体で102億円（前事務年度94億円）であり、このうち特別調査・一般調査によるものは94億円（前事務年度88億円）、着眼調査によるものは8億円（前事務年度6億円）となっています。

また、簡易な接触による追徴税額は26億円（前事務年度32億円）となっており、調査等合計では128億円（前事務年度126億円）となっています。

(4) 譲渡所得

所得税等の調査等のうち譲渡所得に係る件数は3,573件（前事務年度3,301件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は、2,664件（前事務年度2,184件）となっています。申告漏れ所得金額（調査等の対象となった全ての年分の合計）は191億円（前事務年度177億円）となっています。

2 消費税（個人事業者）

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

個人事業者に対する消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の調査等については、課税事業者又は課税事業者と認められる者を対象に、原則として所得税等の調査等と同時に実施することとしておりますが、消費税等のみが無申告である納税者に対しても調査等を実施し、適正・公平な課税に努めています。

実地調査の件数は、特別調査・一般調査が3,561件（前事務年度3,451件）、着眼調査が1,417件（前事務年度1,227件）であり、簡易な接触の件数は6,015件（前事務年度6,362件）となっています。

これらの調査等の合計件数は10,993件（前事務年度11,040件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は8,076件（前事務年度8,215件）となっています。

(2) 追徴税額の状況

実地調査による追徴税額（実地調査の対象となった全ての年分の合計で加算税を含みます。）は、全体で25億円（前事務年度21億円）であり、このうち特別調査・一般調査によるものは22億円（前事務年度18億円）、着眼調査によるものは3億円（前事務年度3億円）となっています。

また、簡易な接触によるものは6億円（前事務年度6億円）となっており、調査等合計では31億円（前事務年度28億円）となっています。

(参考1)

平成26事務年度 所得税及び消費税調査等の状況

1 所得税

項目		区分	実地調査			簡易な接触	調査等合計
			特別・一般	着眼	計		
1	調査等件数	件	6,116	3,621	9,737	101,280	111,017
			6,926	4,322	11,248	82,790	94,038
2	申告漏れ等の非違件数	件	5,486	2,673	8,159	72,322	80,481
			6,216	3,280	9,496	54,233	63,729
3	申告漏れ所得金額	百万円	56,063	9,835	65,898	47,445	113,343
			66,103	12,682	78,784	38,461	117,245
4	追徴税額	本税	7,322	545	7,867	3,107	10,975
		加算税	1,502	79	1,581	69	1,650
		計	8,823	624	9,448	3,177	12,625
5		百万円	7,846	720	8,566	2,543	11,109
6		百万円	1,532	90	1,621	69	1,690
7		百万円	9,377	810	10,187	2,612	12,799
7	一件当たり追徴税額	申告漏れ所得金額	9,167	2,716	6,768	468	1,021
			9,544	2,934	7,004	465	1,247
8		本税	1,197	151	808	31	99
			1,133	167	762	31	118
9	加算税	246	22	162	1	15	
		221	21	144	1	18	
10	計	1,443	172	970	31	114	
		千円	1,354	187	906	32	136

- (注) 1 平成26年7月から平成27年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。
2 上段は、前事務年度の計数である(上段・下段どちらも、資産課税部門職員が行った調査等の計数を含む。)
3 簡易な接触の計数には、添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。
4 追徴税額(本税)には、復興特別所得税額を含む。

2 消費税(個人事業者)

項目		区分	実地調査			簡易な接触	調査等合計
			特別・一般	着眼	計		
1	調査等件数	件	3,451	1,227	4,678	6,362	11,040
			3,561	1,417	4,978	6,015	10,993
2	申告漏れ等の非違件数	件	2,890	1,022	3,912	4,303	8,215
			2,953	1,227	4,180	3,896	8,076
3	追徴税額	本税	1,531	255	1,786	590	2,376
			1,807	261	2,068	578	2,645
4		加算税	309	37	346	32	378
		387	37	424	28	451	
5	計	1,840	292	2,132	622	2,754	
		百万円	2,194	297	2,491	605	3,096
6	一件当たり追徴税額	本税	444	208	382	93	215
			507	184	415	96	241
7		加算税	89	30	74	5	34
		109	26	85	5	41	
8	計	533	238	456	98	249	
		千円	616	210	500	101	282

- (注) 1 平成26年7月から平成27年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。
2 消費税の追徴税額には、地方消費税(譲渡割額)を含む。
3 上段は、前事務年度の計数である。

【参考1】特別調査・一般調査とは、高額・悪質な不正計算が見込まれるものを対象に深度ある調査を行うものであり、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる者等を対象に、相当の日数(1件当たり10日以上を目安)を確保して実施しているものである。
【参考2】着眼調査とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる者を対象に実際に臨場して短期間で行う調査である。
【参考3】簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものである。

(参考1 付表)

平成26事務年度 所得税及び消費税調査等の状況(各県別)

1 所得税

項目		区分	実地調査			簡易な接触		調査等合計	
			特別・一般	着眼	計				
局	調査等件数	件	6,116	3,621	9,737	101,280	111,017		
	申告漏れ等の非違件数	件	6,926	4,322	11,248	82,790	94,038		
	申告漏れ所得金額	百万円	5,486	2,673	8,159	72,322	80,481		
	追徴税額(加算税含む)	百万円	6,216	3,280	9,496	54,233	63,729		
茨城県	調査等件数	件	840	514	1,354	13,249	14,603		
	申告漏れ等の非違件数	件	980	599	1,579	10,203	11,782		
	申告漏れ所得金額	百万円	766	368	1,134	9,418	10,552		
	追徴税額(加算税含む)	百万円	876	416	1,292	6,757	8,049		
栃木県	調査等件数	件	8,616	1,311	9,927	5,772	15,699		
	申告漏れ等の非違件数	件	9,922	1,641	11,564	5,064	16,628		
	申告漏れ所得金額	百万円	1,489	78	1,568	434	2,001		
	追徴税額(加算税含む)	百万円	1,393	113	1,506	285	1,791		
群馬県	調査等件数	件	612	421	1,033	9,112	10,145		
	申告漏れ等の非違件数	件	716	480	1,196	6,354	7,550		
	申告漏れ所得金額	百万円	550	303	853	6,237	7,090		
	追徴税額(加算税含む)	百万円	641	372	1,013	4,137	5,150		
埼玉県	調査等件数	件	4,947	1,024	5,970	5,387	11,357		
	申告漏れ等の非違件数	件	6,007	1,373	7,380	3,955	11,334		
	申告漏れ所得金額	百万円	701	54	755	313	1,068		
	追徴税額(加算税含む)	百万円	804	95	900	382	1,281		
千葉県	調査等件数	件	660	458	1,118	8,444	9,562		
	申告漏れ等の非違件数	件	671	426	1,097	7,735	8,832		
	申告漏れ所得金額	百万円	604	358	962	6,085	7,047		
	追徴税額(加算税含む)	百万円	610	341	951	5,168	6,119		
東京都	調査等件数	件	6,242	1,304	7,546	5,263	12,809		
	申告漏れ等の非違件数	件	6,965	1,100	8,065	4,549	12,614		
	申告漏れ所得金額	百万円	972	116	1,088	323	1,412		
	追徴税額(加算税含む)	百万円	852	75	927	299	1,226		
神奈川県	調査等件数	件	2,447	1,215	3,662	46,569	50,231		
	申告漏れ等の非違件数	件	2,863	1,691	4,554	40,974	45,528		
	申告漏れ所得金額	百万円	2,172	897	3,069	32,455	35,524		
	追徴税額(加算税含む)	百万円	2,568	1,304	3,872	25,977	29,849		
新潟県	調査等件数	件	23,958	4,020	27,978	20,301	48,279		
	申告漏れ等の非違件数	件	29,525	5,810	35,335	14,935	50,270		
	申告漏れ所得金額	百万円	3,961	238	4,199	1,424	5,624		
	追徴税額(加算税含む)	百万円	4,651	370	5,021	1,086	6,107		
長野県	調査等件数	件	829	571	1,400	12,769	14,169		
	申告漏れ等の非違件数	件	937	658	1,595	9,049	10,644		
	申告漏れ所得金額	百万円	746	434	1,180	9,773	10,953		
	追徴税額(加算税含む)	百万円	839	510	1,349	6,250	7,599		
岐阜県	調査等件数	件	6,495	1,427	7,923	5,861	13,784		
	申告漏れ等の非違件数	件	7,033	1,640	8,673	5,032	13,705		
	申告漏れ所得金額	百万円	829	104	933	408	1,341		
	追徴税額(加算税含む)	百万円	802	96	899	295	1,194		
静岡県	調査等件数	件	728	442	1,170	11,137	12,307		
	申告漏れ等の非違件数	件	759	468	1,227	8,475	9,702		
	申告漏れ所得金額	百万円	648	313	961	8,354	9,315		
	追徴税額(加算税含む)	百万円	682	337	1,019	5,944	6,963		
愛知県	調査等件数	件	5,805	750	6,555	4,861	11,415		
	申告漏れ等の非違件数	件	6,650	1,117	7,767	4,927	12,694		
	申告漏れ所得金額	百万円	870	35	904	275	1,179		
	追徴税額(加算税含む)	百万円	874	61	935	265	1,200		

平成26事務年度 所得税及び消費税調査等の状況(各県別)

2 消費税(個人事業者)

項目		区分	実地調査			簡易な接触	調査等合計
			特別・一般	着眼	計		
局	調査等件数	件	3,451	1,227	4,678	6,362	11,040
	申告漏れ等の 非違件数	件	3,561	1,417	4,978	6,015	10,993
	追徴税額 (加算税含む)	百万円	2,890	1,022	3,912	4,303	8,215
			2,953	1,227	4,180	3,896	8,076
			1,840	292	2,132	622	2,754
			2,194	297	2,491	605	3,096
茨城県	調査等件数	件	520	225	745	1,172	1,917
	申告漏れ等の 非違件数	件	571	228	799	1,269	2,068
	追徴税額 (加算税含む)	百万円	456	191	647	951	1,598
			498	202	700	861	1,561
			326	50	376	151	526
			374	52	425	154	579
栃木県	調査等件数	件	354	179	533	631	1,164
	申告漏れ等の 非違件数	件	347	180	527	589	1,116
	追徴税額 (加算税含む)	百万円	298	159	457	501	958
			287	159	446	456	902
			197	49	246	50	296
			193	43	237	74	310
群馬県	調査等件数	件	356	149	505	644	1,149
	申告漏れ等の 非違件数	件	291	125	416	699	1,115
	追徴税額 (加算税含む)	百万円	290	122	412	433	845
			251	109	360	492	852
			197	38	235	63	298
			190	31	221	69	289
埼玉県	調査等件数	件	1,299	314	1,613	2,281	3,894
	申告漏れ等の 非違件数	件	1,425	456	1,881	1,961	3,842
	追徴税額 (加算税含む)	百万円	1,052	248	1,300	1,461	2,761
			1,151	387	1,538	1,179	2,717
			707	76	783	228	1,010
			992	97	1,089	200	1,289
新潟県	調査等件数	件	529	216	745	843	1,588
	申告漏れ等の 非違件数	件	543	260	803	747	1,550
	追徴税額 (加算税含む)	百万円	465	179	644	486	1,130
			451	229	680	415	1,095
			235	48	283	60	343
			218	48	266	60	326
長野県	調査等件数	件	393	144	537	791	1,328
	申告漏れ等の 非違件数	件	384	168	552	750	1,302
	追徴税額 (加算税含む)	百万円	329	123	452	471	923
			315	141	456	493	949
			178	31	209	70	280
			228	27	254	49	303

(参考2)

事業所得を有する者の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

順位	業 種 目	1件当たりの 申告漏れ 所得金額	1件当たりの 追徴税額 (含加算税)	直近の年分 に係る申告 漏れ割合	前 年 の 位 順 位
位		万円	万円	%	位
1	キャバレー	2,594	700	93.8	4
2	情報サービス	1,822	331	47.3	-
3	畜産農業(肉用牛)	1,753	182	31.9	2
4	整形外科医	1,638	425	20.0	18
5	冷暖房設備工事	1,455	191	67.7	-
6	中華料理	1,313	204	52.0	-
7	風 俗 業	1,243	151	89.2	1
8	スタンドバー	1,190	200	45.2	-
9	畜産農業(搾乳牛)	1,145	215	67.8	-
10	バ ー	1,136	149	78.3	3

(注) 1 上記の調査事績は、特別調査及び一般調査に基づくものである。

2 「直近の年分に係る申告漏れ割合」は、
$$\frac{\text{申告漏れ所得}}{\text{調査前所得} + \text{申告漏れ所得}}$$
 で算出している。

3 「前年の順位」は、事業所得を有する者の前年の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位20位に該当するものについて、その順位を記載している。

事業所得を有する者の1件当たりの申告漏れ所得が高額な上位5業種の推移

	17 事務年度		18 事務年度		19 事務年度		20 事務年度		21 事務年度	
	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円
1	病院	5,542	肉用牛生産業	2,667	キヤバレー	4,674	キヤバレー	4,763	弁護士	2,697
2	仲立商	3,872	弁護士	2,652	病院	2,313	肉用牛生産業	3,980	キヤバレー	2,648
3	貸金業	2,614	キヤバレー	2,534	風俗業	2,313	人材派遣業	2,079	くず金卸売業	2,594
4	くず金卸売業	2,578	麦作農業	1,641	仲立商	2,118	風俗業	1,802	プロクラマー	2,555
5	風俗業	2,157	風俗業	1,566	肉用牛生産業	1,843	機械器具部品修理業	1,751	情報サービス業	1,826

	22 事務年度		23 事務年度		24 事務年度		25 事務年度		26 事務年度	
	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円
1	スタンドバー	2,368	廃棄物処理	2,237	産婦人科医	2,862	風俗業	2,675	キヤバレー	2,594
2	人材派遣業	2,286	プロクラマー	1,956	キヤバレー	1,756	畜産農業(肉用牛)	1,884	情報サービス	1,822
3	一般土木建築工事	2,184	キヤバレー	1,766	不動産代理仲介業	1,663	バ	1,675	畜産農業(肉用牛)	1,753
4	キヤバレー	2,032	バ	1,650	バ	1,631	キヤバレー	1,521	整形外科医	1,638
5	風俗業	1,908	整形外科医	1,569	畜産農業(肉用牛)	1,533	防水工事	1,197	冷暖房設備工事	1,455

(注) 1件当たりの申告漏れ所得は、調査全年分に係るものである。

(参考2 付表)

平成26事務年度 譲渡所得の調査等の状況

項目	事務年度		
	平成25事務年度	平成26事務年度	対前事務年度
①	件	件	%
調査等件数	3,301	3,573	108.2
土地建物等	2,986	3,106	104.0
株式等	315	467	148.3
②	件	件	%
申告漏れ等の 非違件数	2,184	2,664	122.0
土地建物等	2,010	2,330	115.9
株式等	174	334	192.0
③	%	%	ポイント
申告漏れ割合 (② / ①)	66.2	74.6	8.4
土地建物等	67.3	75.0	7.7
株式等	55.2	71.5	16.3
④	百万円	百万円	%
申告漏れ所得金額	17,705	19,128	108.0
土地建物等	17,215	15,899	92.4
株式等	490	3,229	659.0
⑤	万円	万円	%
1件当たり申告 漏れ所得金額 (④ / ①)	536	535	99.8
土地建物等	577	512	88.8
株式等	156	691	444.5

(注) 1 土地建物等は、土地建物（分離課税所得）及び金地金・ゴルフ会員権等（総合譲渡所得）である。

2 土地建物等は、課税年分ごとに1件としている。

(参考3 付表)

平成26事務年度 譲渡所得の調査等の状況(各県別)

項目		事務年度	平成25事務年度	平成26事務年度	対前事務年度
合計	調査件数		3,301	3,573	108.2
		土地建物等	2,986	3,106	104.0
		株式等	315	467	148.3
	非違件数		2,184	2,664	122.0
		土地建物等	2,010	2,330	115.9
		株式等	174	334	192.0
	申告漏れ所得金額		17,705	19,128	108.0
		土地建物等	17,215	15,899	92.4
		株式等	490	3,229	659.0
	茨城県	調査件数		460	544
		土地建物等	415	470	113.3
		株式等	45	74	164.4
非違件数			345	404	117.1
		土地建物等	331	361	109.1
		株式等	14	43	307.1
申告漏れ所得金額			1,661	1,876	112.9
		土地建物等	1,614	1,641	101.7
		株式等	47	235	500.0
栃木県		調査件数		352	402
		土地建物等	342	363	106.1
		株式等	10	39	390.0
	非違件数		209	325	155.5
		土地建物等	205	294	143.4
		株式等	4	31	775.0
	申告漏れ所得金額		1,058	1,823	172.3
		土地建物等	1,031	1,663	161.3
		株式等	27	160	592.6
	群馬県	調査件数		330	380
		土地建物等	305	337	110.5
		株式等	25	43	172.0
非違件数			251	288	114.7
		土地建物等	235	257	109.4
		株式等	16	31	193.8
申告漏れ所得金額			1,804	1,926	106.8
		土地建物等	1,687	1,580	93.7
		株式等	117	346	295.7
埼玉県		調査件数		1,341	1,388
		土地建物等	1,173	1,186	101.1
		株式等	168	202	120.2
	非違件数		868	1,001	115.3
		土地建物等	760	846	111.3
		株式等	108	155	143.5
	申告漏れ所得金額		11,073	10,083	91.1
		土地建物等	10,819	8,314	76.8
		株式等	254	1,769	696.5
	新潟県	調査件数		375	460
		土地建物等	333	406	121.9
		株式等	42	54	128.6
非違件数			232	360	155.2
		土地建物等	210	324	154.3
		株式等	22	36	163.6
申告漏れ所得金額			893	1,869	209.3
		土地建物等	887	1,448	163.2
		株式等	6	421	7,016.7
長野県		調査件数		443	399
		土地建物等	418	344	82.3
		株式等	25	55	220.0
	非違件数		279	286	102.5
		土地建物等	269	248	92.2
		株式等	10	38	380.0
	申告漏れ所得金額		1,216	1,551	127.5
		土地建物等	1,177	1,253	106.5
		株式等	39	298	764.1

(注) 1 土地建物等は、土地建物(分離課税所得)及び金地金・ゴルフ会員権等(総合譲渡所得)である。
2 土地建物等は、課税年分ごとに1件としている。

(参考4)

トピックス

いわゆる「富裕層」への対応

- 国税局では、有価証券・不動産等の大口所有者、経常的な所得が特に高額な者などの、いわゆる「富裕層」に対して、資産運用の多様化・国際化が進んでいることを念頭に実地調査を実施しており、平成27事務年度においても積極的に取り組んでいきます。
- 平成26事務年度においては、725件（前年比119.0%）の実地調査を実施し、追徴税額は総額で17億円となっています。
- また、1件当たりの追徴税額は233万円で、実地調査（特別・一般）全体の1件当たりの追徴税額135万円の約1.7倍となっています。

○ 富裕層に対する調査状況

項目	事務年度等		25事務年度	26事務年度	対前年比	(参考) 26事務年度 実地調査 (特別・一般)全体
調査件数	件		609	725	119.0	6,926
申告漏れ等の非違件数	件		521	586	112.5	6,216
申告漏れ所得金額	億円		55	62	112.7	661
追徴税額	億円		17	17	100.0	94
一件当たり	申告漏れ金額	万円	904	852	94.2	954
	追徴税額	万円	280	233	83.2	135

無申告者に対する調査状況

○ 無申告は、申告納税制度の下で自発的に適正な納税をしている納税者に強い不公平感をもたらすこととなるため、的確に対応していく必要があります。こうした無申告者に対しては、有効な資料情報の収集及び収集した資料情報の更なる活用を図るなどして的確な課税処理に努めており、平成27事務年度においても積極的に調査等を実施します。

＜所得税無申告者に対する実地調査の状況＞

- 平成26事務年度における所得税無申告者に対する実地調査（特別・一般）の件数は、1,517件となっています。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、1,614万円となっており、実地調査（特別・一般）全体の申告漏れ所得金額954万円の約1.7倍となっています。また、申告漏れ所得金額は総額で245億円に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は135万円で、その総額は20億円に上ります。

＜消費税無申告者に対する実地調査の状況＞

- 平成26事務年度における消費税無申告者に対する実地調査（特別・一般）の件数は、1,145件となっています。
- 1件当たりの追徴税額は125万円で、実地調査（特別・一般）全体の1件当たりの追徴税額62万円の約2.0倍となっており、その総額は14億円に上ります。

1 所得税無申告者に対する調査状況

項目		事務年度等		対前年比
		25事務年度	26事務年度	
調査	件数	1,143	1,517	132.7
申告漏れ	所得金額	178	245	137.6
追徴	税額	15	20	133.3
1件当たり	申告漏れ	1,560	1,614	103.5
	追徴税額	133	135	101.5

(参考)

26事務年度 実地調査 (特別・一般)全体
6,926
661
94
954
135

2 消費税無申告者に対する調査状況

項目		事務年度等		対前年比
		25事務年度	26事務年度	
調査	件数	1,011	1,145	113.3
追徴	税額	11	14	127.3
1件当たり	追徴税額	112	125	111.6

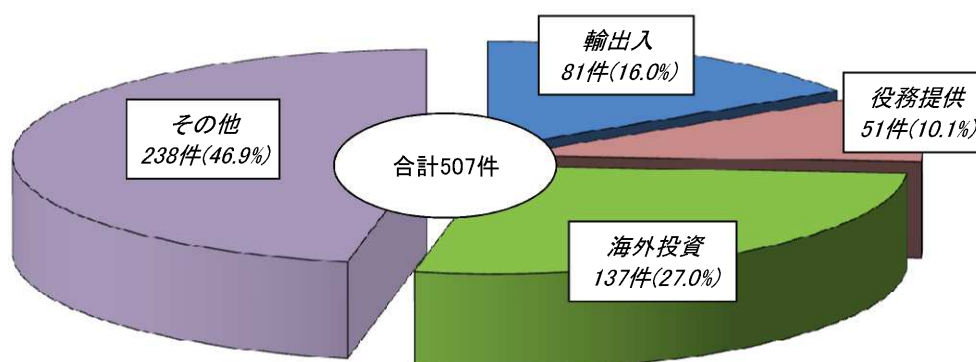
(参考)

26事務年度 実地調査 (特別・一般)全体
3,561
22
62

海外取引を行っている者の調査状況

- 経済社会の国際化に適切に対応していくため、有効な資料情報の収集に努めるとともに、海外取引を行っている者や海外資産を保有している者などに対して、国外送金等調書、国外財産調書、租税条約等に基づく情報交換制度などを効果的に活用し、平成27事務年度においても積極的に調査等を実施します。
- 平成26事務年度における海外取引を行っている者に対する実地調査(特別・一般)の件数は、507件(平成25事務年度288件)となっています。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、1,453万円(平成25事務年度1,439万円)で、実地調査(特別・一般)全体の1件当たりの申告漏れ所得金額954万円(平成25事務年度917万円)の約1.5倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は74億円(平成25事務年度41億円)に上ります。

1 調査状況(取引区分別)

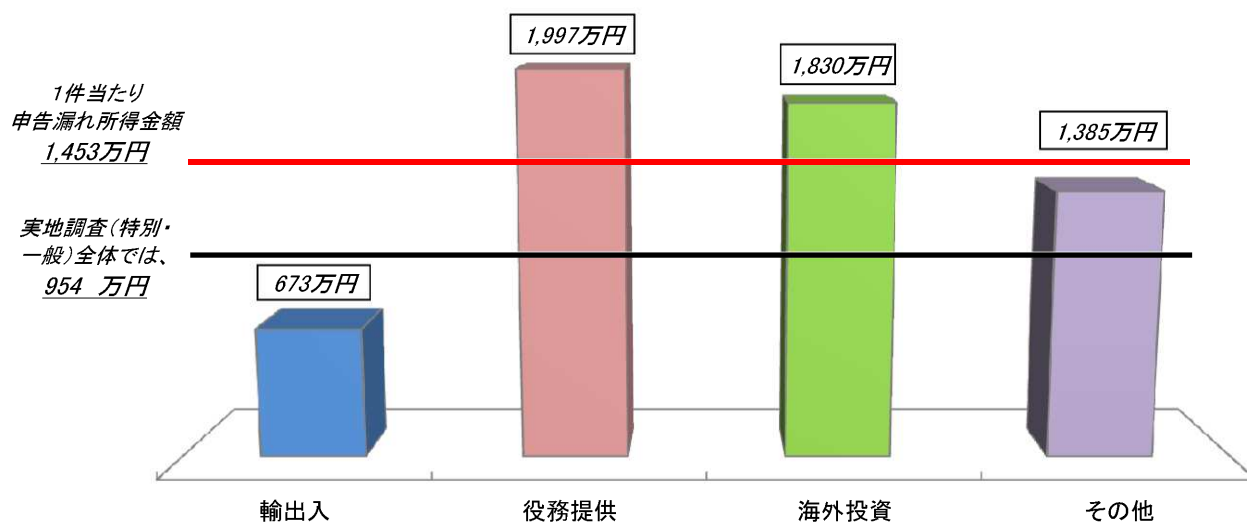


(注) ()内の数値は構成比

(参考)

- 1 輸出入…事業に係る売上及び原価に係る取引で、海外の輸出(入)業者との契約による取引をいう。
- 2 役務提供…海外において行う工事請負、プログラム設計など、第三者に対する労力、技術等のサービスの提供をいう。
- 3 海外投資…海外の不動産、有価証券などに対する投資(預貯金等の海外での蓄財を含む。)をいう。
- 4 その他…上記以外の海外取引に係るもの(例えば、特許権使用料、金銭貸借等)をいう。

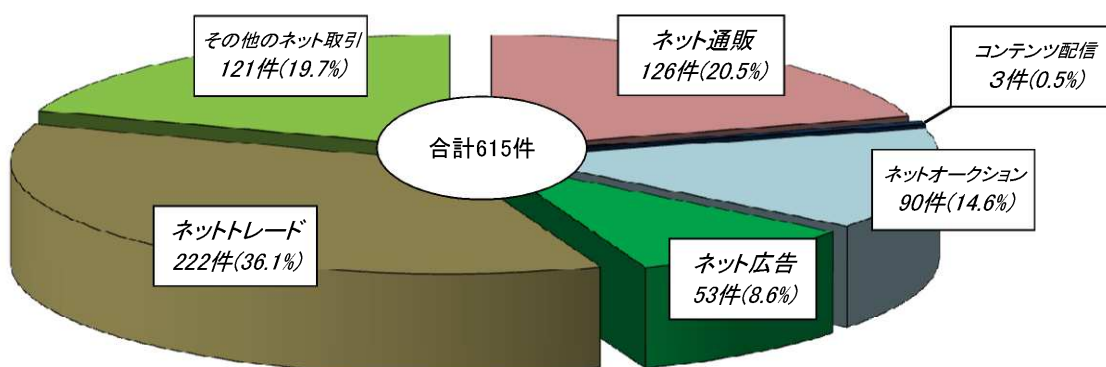
2 1件当たりの申告漏れ所得金額(取引区分別)



インターネット取引を行っている者の調査状況

- インターネット取引を行っている者に対しては、有効な資料情報を収集・分析するなどして、平成27事務年度においても積極的に調査等を実施します。
- 平成26事務年度におけるインターネット取引を行っている者に対する実地調査(特別・一般)の件数は、615件(平成25事務年度285件)となっています。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、1,124万円(平成25事務年度1,033万円)で、実地調査(特別・一般)全体の1件当たりの申告漏れ所得金額954万円(平成25事務年度917万円)の約1.2倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は69億円(平成25事務年度29億円)に上ります。

1 調査状況(取引区分別)

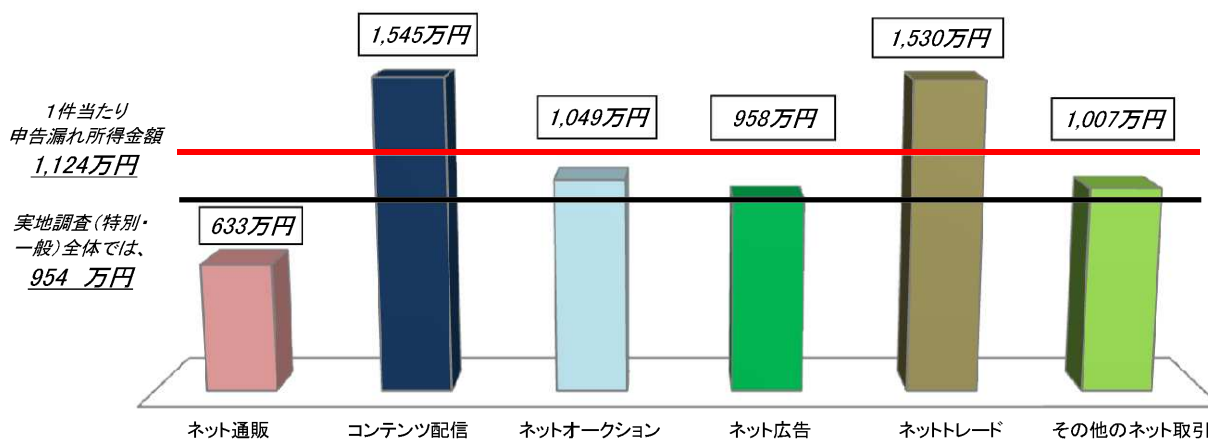


(注) ()内の数値は構成比

(参考)

- 1 ネット通販…事業主が商品を販売するためのホームページを開設し、消費者から直接受注する販売方法(オンラインショッピング)による取引
- 2 コンテンツ配信…インターネットを利用して行われる電子化された音楽、静止画、動画、書籍、情報等のダウンロード取引又は配信提供に係る取引
- 3 ネットオークション…インターネットを利用して行われるオークション取引
- 4 ネット広告…ホームページ、電子メール、検索エンジンの検索結果画面等を利用して行われる広告関連取引
- 5 ネットトレード…インターネットを利用して行われる株、商品先物又は外国為替等の取引
- 6 その他のネット取引…出会い系サイトの運営など、1～5に該当しない取引

2 1件当たりの申告漏れ所得金額(取引区分別)



金地金等に係る譲渡所得の調査状況

- 金やプラチナの価格が歴史的な高値水準にあり、金地金等（金・白金地金、金貨・白金貨）の譲渡によって大きな譲渡益が生じやすい状況が継続しています。金地金等を売却して譲渡益が生じた場合は、原則として、総合課税の譲渡所得として課税されます。
- これに対し、国税局では、平成24年1月から導入された「金地金等の譲渡の対価の支払調書」のほか、あらゆる機会を通じて資料情報を収集するなどして、積極的に調査を実施しております。金やプラチナの価格が高値水準である傾向が続いていることから、引き続き、平成27事務年度においても積極的に調査等を実施します。
 （注）「金地金等の譲渡の対価の支払調書」は、平成24年1月1日以降、金地金等の売買を業として行う者が、国内においてそれらの譲渡を受け、200万円超の対価を支払う場合に、税務署に対して支払調書を提出することが義務付けられたものです。
- 平成26事務年度における金地金等に係る譲渡所得調査等による申告漏れ等の非違件数は343件（平成25事務年度493件）、申告漏れ所得金額は、11億円（平成25事務年度27億円）、非違1件当たり申告漏れ所得金額は333万円（平成25事務年度553万円）となっています。

○ 金地金等に係る譲渡所得の調査等の状況

項目 \ 事務年度	平成25事務年度	平成26事務年度
申告漏れ等の非違件数①	400.8 493件	69.6 343件
申告漏れ所得金額②	381.0 27億円	40.7 11億円
非違1件当たり申告漏れ所得金額 (②/①)	95.1 553万円	60.2 333万円

（注）上段は、対前事務年度比（%）である。